

諮問日：令和2年3月30日（令和元年度（最情）諮問第62号）

答申日：令和2年11月26日（令和2年度（最情）答申第33号）

件名：海外出張先の状況の概要がわかる文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年3月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

過去請求分（平成28年）の同様趣旨の文書は開示を受けている。今回は前回請求分とは期間が異なる文書であって、趣旨は同旨である。前回請求分で開示を受け、その都市名、期間が記載された文書は申出人の手許に存する。

日本における裁判司法のIT化を含め、司法制度の改善の取り組みの実情を考える上で、日本の裁判所職員が、いつ、どこに海外出張したかを知る事は重要な情報である。私が前回請求分の文書に記載のある都市名を確認したところでは、海外地方都市を含め、全世界にわたり海外派遣されていたことがわかる。それを最近の状況と比較検討するためには今回の本件請求は必要な情報である。

今回請求対象文書は、個人情報、つまり、誰がどこにいるのかということが判明する文書ではない。もし、現在の派遣されている職員の個人情報を心配し

て、後日の時期を遅らせて開示することを望むならば、対象期間を限定して開示決定をすべきである。前回と同趣旨で今回期間が異なるという理由で存否応答拒否をするのは不合理である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示の申出は、特定人が特定日付に最高裁判所の海外出張先の状況の概要がわかる文書について開示の申出をしたという事実を前提として、同申出以降本年度までの期間につき、同様の文書の開示を求めるものである。本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定人が最高裁判所に特定日付の開示の申出を行った事実の有無が公になり、この情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

よって、取扱要綱記第5に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年3月30日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月23日 審議
- ④ 同年11月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出は、特定人（苦情申出人）が特定日付に最高裁判所における海外出張先の状況の概要がわかる文書について開示の申出をしたという事実を前提として、同申出以降本年度までの期間につき、同様の文書の開示を求めるものであると解される。そのため、本件開示申出文書の存否を答えることは、当該特定人が最高裁判所に対して特定日付に特定の文書について開示の申出を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同

様の結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。そして、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないから、同号ただし書イに掲げる情報には相当せず、また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当するような事情も認められない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

なお、本件開示の申出は、その末尾に「（私による御庁に対する特定日付同様の請求分以降の本年度までの分の同様請求）」との文言が付されていることから、存否応答拒否の判断をせざるを得なかったものであり、当該文言が削除され又は適切に修正されていれば、同判断は回避されうる余地があったといえることができる。もっとも、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、「平成28年度以降の海外渡航先、その目的及び人数を一覧にした文書」については最高裁判所において保有していないことが認められるから（令和元年度（最情）答申第67号参照）、仮に当該文言が修正等されていたとしても、結論として不開示の判断は変わらなかったと考えられるが、存否応答拒否を理由とする不開示は司法行政文書の開示の手続において例外的な対応であると解されることも踏まえれば、開示申出人に当該申出の趣旨を確認した上で、過去の開示通知書記載の文書番号等を明示させるなど、申出内容の補正を促す余地があるかを検討することが望ましかったものと考えられることを付言する。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

御庁の海外出張先の状況の概要がわかる文書（渡航先，人数，回数，期間の状況が分かる文書）（私による御庁に対する特定日付同様の請求分以降の本年度までの分の同様請求）